平成２８年度議会運営委員会　管外行政視察報告書

１ 視察日時　　平成２９年１月２３日(月)～１月２５日(水) の３日間

２ 視 察 先　　【１日目】埼玉県戸田市
　　1月23日(月) 午後1時30分から午後3時30分までの約2時間
【２日目】茨城県取手市
　　1月24日(火) 午前10時00分から午後0時までの約2時間
【３日目】愛知県安城市
　　1月25日(水) 午後1時30分から午後3時30分までの約2時間

３ 視察事項　　ア ３市共通調査事項　『議会改革の取組について』
イ 各市独自の調査事項
【戸田市】　『情報通信機器の使用基準・災害時の議員行動マニュアル・議会モニター制・常任委員会の年間活動テーマ』
【取手市】　『議会災害対応規程・議場でのパソコンやタブレット利用』
【安城市】　『会派代表質問・タブレット端末導入』

４ 視察目的　　本市議会においては、平成25年6月に要となる議会基本条例を制定し、条例事項の実践に努めているが、まだまだ課題があることから、先進的に議会改革等を推進している上記の各市議会の議会改革の推進状況、及び実践状況等を視察し、本市議会の今後の議会改革等への参考とするとともに、現在本市議会でも取組が必要と検討している会議でのパソコンやタブレット利用など、各市議会独自の先進的な取組事項についても視察を行い、今後の参考とするもの。

５　参加者　　《議会運営委員会》（８名）
委 員 長　　柳　生　陽　一
副委員長　　名　村　嘉　洋
委　　員　　永　富　　靖
委　　員　　松　下　信一郎
委　　員　　内　匠　勇　人
委　　員　　三　木　浩　一
委　　員　　今　川　　明
委　　員　　横　田　　勉
《議長》
議　　長　　桑　野　元　澄
《随行》
議会事務局長　石　原　徹　之

6 視察先出席者

【戸田市】	戸田市議会事務局	吉田　　豊	局長（あいさつのみ）
	戸田市議会事務局	高橋　正展	次長
	戸田市議会事務局	石原　　隼	主事
【取手市】	取手市議会	佐藤　　清	議長
	取手市議会	赤羽　直一	議員
	取手市議会事務局	稲見　　忠	次長
	取手市議会事務局	岩﨑　弘宜	局長補佐
【安城市】	安城市議会	坂部　隆志	副議長
	安城市議会	石川つばさ	議員
	安城市議会事務局	藤倉　正生	議事課長
	安城市議会事務局	杉本　　修	議事課長補佐

7　行政視察内容

<u>埼玉県戸田市</u>

（1）戸田市議会　歓迎あいさつ《戸田市議会事務局　吉田局長》

（2）柳生議会運営委員会委員長あいさつ

（3）調査事項の説明［説明員：議会事務局　高橋正展次長］

1）議会改革について

・平成15年2月に議会改革特別委員会を設置し、議会が担うべき機能の充実に取り組んできた。

・議会基本条例は、さらに時代にふさわしく、将来にわたって市民の信託に応え、市民福祉の向上と市政の発展に全力で取り組むため、議会改革の集大成として検討を始め平成24年2月に制定したものである。

・資料掲載以外として、23年11月に議会が独自で行う議会パブリックコメント制度を導入、26年2月に情報通信機器の使用基準を制定し、本会議や委員会等でのパソコンやタブレット端末の使用が可能となり、同年12月に災害発生時の対応要領を制定した。

・タブレット端末、クラウド型会議システムや委員会中継についても議会改革特別委員会で調査・研究を進めてきたが、導入に向け意見の一致をみなかったため見送りとなった。

2）情報通信機器の使用基準

・議会改革特別委員会において平成25年3月から協議を開始し、電子化されたデータを閲覧する際のメリット・デメリット、無線LANやアクセスポイントなどの環境整備、議案・資料の電子化、情報共有におけるルール、タブレット端末導入に要する費用などの課題について調査・研究を行ったが、公費負担での導入は難しいとの結論のため、個人所有のものについて認めることとなった。

・インターネット検索、メモのほか将来的には電子化したデータの共有、ペーパーレス化を見据えたものとしている。

・機器の消音、会議内容の外部発信の禁止、SNSや掲示板への投稿・メール送信の禁止を

規定しているが、会議終了後に個人のブログやホームページ等で意見を述べることは、従来どおり自己判断・自己責任とすることにした。

・禁止行為については、会議の長が違反者に注意し、なお続ける者は使用停止を命ずることができる。

・傍聴者等は、通信機器を使い会議中の情報を外部に発信する可能性があることから使用は原則認めない。

・情報通信機器の使用については、議席番号・氏名・利用端末機種・OS名・通信会社名・セキュリティ対策ソフトを明記した届出書を提出することとしている。

・現在24名の議員のうち13名が届出書を提出しているが、実際の持ち込みは1～2名となっている。

・公費等で導入し、組織的に使っていく環境でないと利用促進につながらないと実感している。

・議場への携帯電話やスマートフォンの持ち込みを禁止しているが、インターネット接続のため必要とする場合のみ持ち込みを許可している。

３）災害発生時の対応要領

・東日本大震災時に、被災地の議会の対応状況をみると、議員が個別に活動し、地域の要望を市に要請したため、混乱が生じた事例があったことや議会の災害対応活動は、市民に分かりにくいという意見を踏まえ、平成25年3月から協議を開始した結果、対応要領としてまとめられた。

・議員行動マニュアルは、策定時地震対応のみであったが、平成27年9月発生の関東東北豪雨を受け、風水害発生時の議員行動マニュアルを別途策定した。

・戸田市災害対策本部が設置された場合、議長が戸田市議会災害対策支援本部を設置することができ、議会支援本部はすべての議員で組織することを規定している。

・議会支援本部の本部長は議長が、副本部長は副議長がそれぞれあたり、他の議員はすべて本部員とする。

・議長は自らの判断により議会支援本部会議を招集し、本部員は招集の求めに応じ参集する。

・議会支援本部は、市災害対策本部と連携し、議員の安否確認、市災害対策本部からの情報を本部員に提供すること、災害情報を市災害対策本部に提供すること等を行い、本部員は自らの安否や市災害対策本部からの情報を市民に提供すること、被災地情報を議会支援本部に提供することとなっている。

・議員は、災害発生直後は、自宅付近の状況、テレビ等の情報、参集メール等の内容により判断し、対応要領に基づき行動する。

・議会直通固定電話のほか、災害時にもつながりやすいPHS方式のイエデンワを27年度に1台導入し、緊急連絡先（外部には非公開）に加えている。

・地震時の配備体制のメール連絡については、職員参集メールシステムに議員も登録しており、必要に応じてメールで参集を促すが、市で対策本部が設置された場合に、被害の状況により返信要求がある場合は、安否や周囲の状況について連絡することにな

っている。

・地震発生時の議員行動マニュアルは発災期・災害拡大期・災害沈静期・復旧期に分類し、それぞれの期間に議員がとるべき行動を記載している。

・風水害発生時の配備体制のメール連絡は、状況が刻々と変化していくため自動では送信せず、議会事務局で状況を確認し、議員に配備体制等をメール連絡している。

・水害はある程度予測されるため、マニュアルでは発災予測期を設け、避難準備等に備えるような取扱いとなっている。

・水害の避難場所一覧を掲載しているが、荒川の破堤により全域が水没するため、各避難所の何階に避難するか記載していることと、さいたま市と災害時の相互応援に関する覚書を交換しており、さいたま市の避難所の名称等と位置を記載したものを議員に配っている。

・災害発生時のフロー図は、これに基づいて要領やマニュアルを確認し行動することになり、裏面には連絡先等を記載している。

・行動マニュアルとフロー図は議員に配布し、すぐ対応できるようにするとともに電子化したデータを携帯電話やスマートフォンでも確認できる環境を整えている。

・防災訓練等を定期的に実施していく必要があるため、参集メールを利用した訓練や議場からの避難訓練、クロスロードという防災ゲームを使った訓練を実施しているが、定期的に実施していきたい。

4）議会モニター

・議会運営に関し、市民から要望、提言その他意見を広く聴取し、議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的に設置した。

・モニターは、公務員や各種行政委員を除き、市内在住・在勤・在学する18歳以上の人が応募でき、選考のうえ委嘱することになっている。

・定員は15名以内、任期は1年で最長2年としている。

・平成24年1月から議会モニターの活動を開始したが、平成24年が6人、平成25年が5人、平成26年が6人、平成27年が5人、平成28年が2人といった状況であり、15人の定員に満たない状況である。

・市の政策に関する意見が多く、議会運営の改善につながるような意見が出てこない。

・議会モニターは、無報酬となっているが、謝礼として最後に1万円の図書カードを支給している。

・市民への議会報告会の代わりに議会モニター制度を実施している。

5）常任委員会の年間活動テーマ

・所管事項の範囲内で自由に年間活動テーマを設定し、議員討議を行い、市に対して政策提言等を行っている。

・年度によって、年間活動テーマの設定数や目標は様々であり、一つのテーマに取り組むこともあれば何点か同時に取り組む場合もある。

・年間活動テーマの最後の締めとして、提言書を提出している。

・平成26年度の提言書の「また来たいと思わせる図書館に向けての提言書」は、第10回

マニュフェスト大賞の優秀成果賞を受賞した。

・過去に提言書から、「戸田市中小企業振興条例」「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」「戸田市歯科口腔保険の推進に関する条例」の3件議員提案により条例の制定をしている。

<u>茨城県取手市</u>

（１）取手市議会　歓迎あいさつ《取手市議会　佐藤議長》

（２）柳生議会運営委員会委員長あいさつ

（３）調査事項の説明〔説明員：議会事務局　岩﨑局長補佐〕

１）議会改革について

・平成20年3月に議長発議で議会改革調査特別委員会が設置された。

・平成17年3月に取手市と藤代町の合併時、藤代町の方が議会改革は進んでいたが、合併時に旧取手市議会の流れに沿った進め方をすることで合併した。

・藤代町は平成6～7年度ころから、当時基本条例はなかったが、既存の会議規則を改正する等で改革を進めていた。

・特別委員会が設置され、事務局職員も案を出すことになり、小さなことから改革を進め、現在に至っている。

・基本条例は平成24年1月に施行され、本会議での自由討議が受け入れられなかったが、委員会では自由討議も実施している。

・基本条例で、討論は、1議題1日程につき3回までできるように定めている。

・討論は、委員長報告の後の採決の前に行うが、1回目のA議員が反対討論、B議員が賛成討論をした後、議長から2回目の討論の有無の問いかけを行い、議員は1回目の討論を聞き、1回目と同じA議員だけでなく、別のC議員の発言も可ということを3回までできることにしている。

・請願、陳情の提出代表者に委員会で5分間の発言の機会を与えており、その発言に対して委員からの質疑応答の時間がある。

・プロ市民と言われる議員より会議規則等を熟知した市民がおり、陳情処理に対する意見の食い違い等からモンスター化し、さらに陳情処理規程を策定し陳情をさせないようにしたことでさらにモンスター化したが、陳情処理規程を廃止し、現在は比較的良好な関係に落ち着いている。

・議員の発言に対する陳情が定例会ごとに多数提出され、その処理だけで委員会の大半の時間を要するような状態であり、議員も意見を述べにくい状況となってしまった。

・市民の意見は貴重であり、排除することはできないため、市民と良い関係性を築くことが重要であると感じている。

・求められているものは議員の資質であり、議会がチェック機能を果たしているかを問われている。

・音声認識システムを導入しており、本会議中は職員4人がデータを即時に修正し、本会議が終了した時点で会議録の粗のものができている。

・ホームページで議事録を閲覧できるため、議事録等廃止し、必要最低限の5冊だけ作成している。
・導入に伴い約500万円の経費の削減になったが、事務局の負担が増えているため、職員の1人増加を交渉している。
・不規則発言があった場合、同時進行で議事録を作成しているため、即座に議長に知らせ、10分程度の休憩で発言取り消しが完了できる。
・市民報告会は予算議会と決算議会の後に行っているが、意見交換を重視することに変更し、出された意見を政策提案のため委員会で協議し、閉会中の所管事務調査の中間報告として本会議で報告した。
・議会報告会では、個人・会派の意見は述べずに報告だけを実施していたが、報告は短くしグループ分けをして意見交換を行った。

2）議会災害対応規程

・東日本大震災を受け、議員が地元で聞いたさまざまな被災情報をそれぞれが本部に伝えるため、本来重点個所から被災対応していくべきであるが、議員に言われたとのイメージをぬぐえない職員もあり、本部が混乱したため、その反省を踏まえ、26年3月に災害対応規程を策定した。
・規程を策定しただけでは、有事の際機能しないため、招集訓練を実施した。
・招集訓練は、実施日のみ事前連絡していたが、時間は連絡せず、車と公共交通機関は使えないとの想定で、自転車・徒歩・バイクのみ可能として実施しし、招集に応じ市役所に来る途中、想定の被害状況をメールで連絡してもらい、情報整理等の訓練もあわせて実施した。
・防災士の資格を有する議員が4名いるため、当該議員がグループのリーダーとなり、災害図上訓練として過去と現在の住宅地等の変化を比較し、実際のイメージを持つ研修の後、午後は元陸上自衛隊一等陸佐で龍ヶ崎市の危機管理監出水田氏から地域の防災力についての講演を実施した。
・規程ができてから大きな災害が発生していないため、議会の災害対策会議を公式に開催した事例はないため成果を示すことはできない。

3）議場でのパソコンやタブレット利用

・公費でのタブレット導入は実施せず、議場にWi-Fiがつながる環境だけ整備した。
・Wi-Fiの機器は、一般的な機器の出力の大きなものを設置し、IDとパスワードを議員に周知し使えるようにした。
・一般質問や質疑の際、自身のノートパソコン等のデータを見ながらできること、また他の議員の質問や質疑の中の用語・状況等をインターネット検索し、質疑を膨らませることができる等の効果がある。
・傍聴者から、議員がインターネット検索している際に、審議の内容のものを検索しているのか全くわからないため、何をやっているのかと思われてしまう。
・紙ベースではなく自身のパソコンの中で資料を整理して質問できることが成果と考えている。

愛知県安城市

（１）安城市議会　歓迎あいさつ《安城市議会　坂部副議長》

（２）柳生議会運営委員会委員長あいさつ

（３）調査事項の説明〔説明員：議会事務局　藤倉議事課長・議会　坂部副議長〕

１）会派代表者質問

・昭和56年から実施されており、3月の第1回定例会時に実施している。

・代表者質問は、3人以上の会派の代表者を質問者とし、平成28年3月定例会時は4会派の代表者が質問した。

・質問内容は、当初予算・施政方針に限らず一般事務全般について質問可能としており、質問時間の制限は設けていないが、おおむね2時間としている。

・通告は、一般質問と同様、議会運営委員会の前日の正午までとし、質問順序は、最大会派から始め、同数会派は年ごとに順序をずらしている。

・平成26年から一問一答方式としており、登壇して大局的意見を述べた後、質問席から質問を行っている。

・以前から実施しており、導入前後の比較が困難であるが、代表者の質問であり、執行部は質問内容を重く受け止めていると感じている。

２）議会改革とタブレット端末導入

・安城市議会では、平成28年2月からタブレットを導入し、ペーパーレス会議を開始した。

・議会改革を本格的に取り組んできたのは、平成19年からで、当時はリーマンショックにより地方議会は定数や報酬について様々な批判があった。

・定数、報酬について4年間議論がされ、現状で適正との判断となったため、市民からどう見られているかアンケート調査を行ったが、その結果議会の見える化が必要と判断し、平成23年度から議会の「見える化」に取り組んできた。

・中心市街地の拠点施設の建設に関し、住民意見を反映するため議会でプロジェクトチームを立ち上げ検討した内容を提言書にまとめ、市長に提出した結果、議会の提言が採用され、市と共同で市民への説明会を開催した。

・ポイ捨て等の陳情があり、きれいなまちづくりを進めていくべきとの議論の中、安城市さわやかマナーまちづくり条例を自ら作成し、議員提出で条例制定した。

・平成27年4月にICTを導入し市民に情報公開していこうと、6月に議員6名で推進プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めた。

・計画時に重要視したのは苦手議員も使えるシステム環境とすることで、全議員が対応できるよう丁寧な推進計画・教育をしていくべきとした。

・議会単独か、執行部との協業かは、温度差があり議会単独でのICT化推進とし、議員の意思統一及び執行部へのアピールのためICT推進基本計画を策定した。

・電子会議システムは、Side Booksの操作性が圧倒的に良いため採用し、操作教育等のため機種を使いやすいIpad Proに統一し、画面サイズはA4の原稿とほぼ同サイズ、見開きに対応、画面分割による資料の比較などのため12.9インチとした。

・公費購入した場合、市の財産となり情報セキュリティポリシーにより庁舎外への持ち

出しが不可となるため、残り任期の3年3か月のレンタルとした。

・活用のためのルールとして情報通信機器使用基準を策定したが、議会中に録音、録画、音を出す、外部とのやり取りの４点のみの禁止と非常に緩いため、問題発生時の市民への説明は議員の自己責任としている。

・紙資料と電子データを併用しながら、平成28年2月から試行開始し、3月の定例会から本格実施したが、紙資料は不要との意見もあり、5月臨時会は希望者9人の議員に紙資料も併用し、6月定例会からは紙資料は各会派に1部ずつ配布し、原則電子データのみとした。

・定例会前に本番で使用する議案書・予算書を題材として、模擬的な議会をタブレット操作研修として実施している。

・ICT化推進の考察としては、議員主導でICT化を推進、苦手議員をターゲットとした進め方、ICT化の推進による多くのメリットを共有、全議員のスキルを底上げできる環境づくりで更なるICT化を目指す。

・紙の資料とほぼ同様のことができ、それに加えて検索機能などの便利な機能で電子資料を簡単に使える。

・同期機能により、操作の苦手な議員も事務局が表示するページを見ることができる。

・手書き機能が使いにくい場合は、紙のメモに手書きで記入しておき、写真化して資料に張り付けることもできる。

・ＩＣＴやタブレットは敷居が高いように感じるが、実際に使っていくと意外と敷居が低いと感じる。

・グループウェアを利用し、議会スケジュールを配布し、個人や会派のスケジュールを管理でき、スマートフォンでも同じスケジュールが確認できる。

８　視察結果について

(1) 視察全体をとおして

議会改革として、各市様々な取組を実施している中で、基本条例については3市とも制定されているが、市民への報告会や意見交換会についは、それぞれ対応や方法が異なっており、本市議会のように常任委員会ごとに特定の団体と意見交換会を実施する方法は少ないようであり、市民から意見を聞く手段としては有効であるように感じた。

また、会議におけるパソコンやタブレット端末の利用は、戸田市と取手市は公費導入をしておらず、議員個人の機器を会議で使用できるようにしたものであるが、安城市は公費でタブレットを導入し、議員のほぼ全員が有効に利用しているようであり大変参考になった。

(2)視察した各市議会における先進的な取組に対する所感

①埼玉県戸田市

災害発生時の対応として、対応要領を制定されているが、それ以外にも地震・風水害それぞれの行動マニュアルや災害発生時のフロー図を作成し、各議員に配布してあるほか、水害時の避難所については、市内全域が水没する地形のため、避難所ごとに避難す

る階を明記するとともに協定を結ぶさいたま市の避難場所の名称・位置も各議員に知らせている。

また、市の参集メールを使った参集訓練や議場からの避難訓練なども実施しており、本市でも見習うべき点であると感じた。

②茨城県取手市

議会改革について、平成17年の藤代町との合併後の平成20年から始まったが、議員と事務局の関係を議論し合える関係の構築、様々な改革案を事務局で提案するなどの取組がなされている。

1議題1日程につき賛成又は反対の討論は3回まで認められているため、活発な討論が行われている。

また、政務活動費について、不正受給問題が発生したため、領収書がない支出は一切認めないように条例を改正するとともに領収書や視察報告書等もホームページで公開している。

議会改革として、取手市独自の取組がなされており、本市でも改革の議論の中で参考とできる部分も多いのではないかと感じた。

③愛知県安城市

タブレット導入については、全国でも先進市の一つであり、議会のICT化推進基本計画を策定し推進しているが、議会のICT推進プロジェクトチームにより推進の目的や定量的な効果のみではなく、様々な検討を加え導入を決定している。

操作の苦手な議員も対応できるように、定例会の前に実際の議案等を利用した研修を行い、議員全員が有効に利用できるように工夫した結果、3月定例会での導入後1年間は紙データとの併用の予定であったが、6月から紙データは会派に1部ずつにするなど議員も使用に積極的なように感じる。

執行部に先駆けて導入しているが、執行部もタブレットではなく、パソコン利用でのペーパーレス会議を始めており、将来的には議会、執行部共通の仕様になるように進めていくとのことである。

本市も、ペーパーレス化を計画していく中で、安城市の取組は大変参考になるものと感じた。